

## 仕様書

### 1 貸付物件

物件調書のとおり。

### 2 貸付料の納入

貸付料は、毎月、高知県・高知市病院企業団（以下、「企業団」という。）が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付すること。

### 3 販売品目

#### (1) 基本事項

販売品目は、一般市場で認知、支持されている飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料の販売は認めない。

設置事業者に決定した者は、販売品目について企業団と詳細な打合せを行うこと。また、販売品目を変更したい場合は、事前に企業団に届け出、承諾を得ること。

#### (2) 高知県産品

「物件番号A 1 又はA 2」、「物件番号B 2、B 4 及びB 5」、「物件番号C 2 又はC 3」、「物件番号D 2」、「物件番号E 1」については、1品目以上の「高知県産品」に該当する飲料水を貸付期間中において販売すること。

なお「高知県産品」については、下記のいずれかに該当するものであること。

ア 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。

イ 商品の主要な原材料が高知県産であって、高知県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っていること。

### 4 販売価格

商品の販売価格は、標準小売価格を超えない額とすること。ただし、物件の仕様で販売価格の条件があるものは、その条件を満たす価格とすること。

なお、消費税及び地方消費税の引上げ等により標準小売価格を変更する場合は、事前に企業団に届け出ること。

### 5 使用済容器回収箱の設置

各物件の貸付面積の寸法内に、自動販売機で販売する飲料水の使用済容器の回収箱を設置すること。

## 6 自動販売機の仕様及び規格

- (1) 省エネ、ノンフロン方式等の環境配慮仕様とすること。
- (2) 自動販売機には転倒防止策を施すこと。
- (3) 貸付面積には、転倒防止板、放熱余地、回収箱等の設置部分を含む。
- (4) 自動販売機のデザインは公序良俗に反しないものであること。

## 7 販売実績の報告

設置事業者は、各月の販売実績（1台ごとの販売数量・売上金額、高知県産品の販売数量・売上金額）を取りまとめ、翌月10日までに、企業団に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。ただし、企業団から報告時期、報告書様式等について別途指定がある場合は、その指示に従うこと。

## 8 維持管理責任

- (1) 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については設置事業者が適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の故障発生時等の対応、商品補充及び売上金回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定した後、「飲料用自動販売機の管理関係証明書（様式第6号）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを企業団に提出し、承認を受けること。
- (3) 盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。この場合の損害について、企業団の責めに帰することが明らかな場合を除き、企業団はその責めを負わない。
- (4) 回収箱内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 9 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、原則設置事業者が供給業者と直接契約して供給を受けること。なお、建物の構造等のために直接供給業者と契約することが困難な場合は、使用量を計測するための計量器（子メーター）を設置事業者の負担で設置すること。この場合、電気料等の額は子メーターの指示値により計測した使用量に基づき企業団が算出した額とし、企業団が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入すること。
- (3) (2)による取扱いが困難な場合は、設置事業者は企業団の指示に従い、企業団の算出する光熱水費相当額を負担すること。

## 10 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。原状回復に要した費用は設置事業者が負担することとし、設置事業者は一切の補償を企業団に請求することができない。ただし、企業団が貸付物件を必要とするときに契約を解除した場合は、既納の貸付料のうち、設置事業者が貸付物件を企業団に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

## 11 その他

貸付開始は、令和6年4月1日となっているが、自動販売機の入替等がある場合において、同日から営業を開始できることを保障しているものではない。

なお、年間における売上想定額については、以下のとおりである。30万未満のものは、物件番号を示す。

物件番号A 1 から A 2 まで	136 万円程度
物件番号B 1 から B 7 まで	374 万円程度
(うち、物件番号B 1 : 10 万円程度、物件番号B 7 : 4 万円程度)	
物件番号C 1 から C 8 まで	423 万円程度
物件番号D 1 から D 4 まで	283 万円程度
(うち、物件番号D 4 : 22 万円程度)	
物件番号E 1 から E 3 まで	214 万円程度